

仕 様 書

1. 件名

令和8年度 浪速区多言語情報配信クラウドサービス利用

2. 契約期間

令和8年4月1日~令和9年3月31日

3. 業務の目的

浪速区は人口の約16.59%（2024年12月末 市内では生野区につき2番目に高い）と外国籍住民の比率が高いため、区政情報の多言語発信が必要不可欠である。

本業務は、紙媒体の広報紙などを電子書籍化（デジタルブック化）し、電子配信するものであり、多言語対応の電子配信を活用し、日本語を母国語としない人も多言語化された広報紙などを閲覧することを可能とするものである。また、多言語での配信のほかに、音声の読み上げに対応する等、日本語を母国語としない者だけでなく、障がい者および高齢者等、多様な住民への情報アクセシビリティの確保に繋げることを目的とする。

4. 機能要件

(1) 閲覧・操作機能（住民向け UI/UX）

- 直感的な拡大・縮小

画面上に配置された専用ボタンにより直観的な倍率変更が可能であること。

- 多言語 UI

アプリのメニューや操作画面自体が、利用者の設定に応じて多言語表示可能であること。

- リンク機能

紙面から外部サイトへのリンク設定の機能を有すること。

(2) 翻訳機能・品質要件

- 対応言語

日本語から少なくとも次に記載の9言語（※）への自動翻訳機能を有すること。

（※）英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、韓国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語

(3) アクセシビリティ対応

- 音声読み上げへの対応

iOSの「Voice Over」機能およびAndroidの「Talkback」機能またはサービス内に自動音声合成機能を有し、全盲またはロービジョンの利用者が操作するための導線が設計されてあること。

(4) 情報配信・連携

- プッシュ通知

任意のタイミングで利用者に対し、情報をプッシュ通知できること。

5. 管理・運用要件（導入側要件）

自治体における円滑な運用を確保するため、本システムは以下の管理機能および要件を満たすこと。

(1) 管理者アカウント

管理者用コンソールにおいて、職務に応じた最小権限の付与が可能であること。また、少なくとも5つ以上のアカウントを発行・管理できること。

(2) クラウド上に保存できるコンテンツの容量

コンテンツのアップロード容量として、10GB以上を確保すること。また、ひと月あたりのアップロード数に制限がないこと。

(3) 配信内容

アップロードファイルの形式はPDFに対応していること。

(4) 操作負荷の低減

クラウド上への直接アップロードにより、並列翻訳処理等を行うことで、自治体側の管理用端末（PC）に過度な負荷をかけずに翻訳が完了する仕組みであること。

(5) サービス利用における想定環境

- OS：Windows11
 - インターネット接続環境（ブラウザ）：Microsoft Edge 最新版
- ※PCスペックにおいては、あくまで想定であり、この限りではない

(6) テスト公開機能

本公開前に、自治体管理者のみが閲覧可能な状態で、コンテンツの表示崩れやリンクの動作、翻訳結果等を事前に確認できるテスト公開機能を有すること。

(7) ログ解析

リンクタップ数、言語別の発行物閲覧数、登録者の端末比率、地域別閲覧回数等の詳細なログ解析データを管理画面から確認できること。

6. 技術・システム要件

(1) プラットフォーム

AWS等の信頼性の高いクラウド基盤を採用し、システム構成図に基づいた冗長構成（ロードバランサー、DB冗長化、ストレージ活用等）により、高い可用性を確保すること。

(2) 性能監視

データ容量および性能を常時監視し、スケーラブルなインフラによって業務継続に必要なレベルを維持すること。

7. セキュリティ要件

(1) 保存場所

クラウドサービスを提供するリージョンは国内に限定し、利用者のデータが海外に保存されないこと。

(2) ISMS 認証

ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001 に基づく ISMS 認証を、本業務の履行開始時点までに

有効に取得していること。

8. 保守・サポート要件

(1) 保守体制

操作方法について、電話及びメールで受け付けができる連絡窓口を設け、平日の午前9時から午後5時までの時間帯に対応する。

(2) インシデント対応

セキュリティインシデント検知時は、責任者の指揮のもと、速やかに自治体へ影響範囲や対応策を通知する体制を構築すること。

9. その他

(1) 見積に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に質問し、その内容を熟知の上見積るものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。

(2) 仕様の詳細等については、発注者の指示に従うものとし、契約内容及び作業内容に疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議すること。

(3) 本サービス提供の実施にあたり必要となるその他の事項については、発注者と受注者において、別途、協議して定める。

10. 担当

〒556-8501

大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号

浪速区役所総務課（企画調整）（6階 62番窓口）

電話番号：06-6647-9683 メールアドレス：tj0008@city.osaka.lg.jp

特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)
第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。
2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市浪速区役所総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(不当要求の防止)

第6条 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者(大阪市浪速区役所総務課)に報告しなければならない。

【大阪市浪速区役所総務課 連絡先：06-6647-9977】

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1)受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2)受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3)受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4)受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5)受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6)発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。